

1 より良い教育環境の整備

各学校では、それぞれの学校規模によるメリットを生かしつつ、デメリットを補うよう、最大限の努力をしていますが、多様な教育活動を展開し、子どもたちが豊かな人間関係を築き、社会性を身につけていくようにするためには、小さなグループから大きなグループまで、場面に応じて適切な規模の集団を組むことが必要です。そこで、次の点について考慮し、より良い教育環境を整備するために学校規模の適正化を図る必要があります。

(1) 人間関係面

- ア 子どもたち同士が豊かな人間関係を築くことができること。
- イ 子どもたちが集団の中での適切な行動を身につけ、社会性を養うことができること。
- ウ クラス替え等により、人間関係の固定化を防ぐことができること。

(2) 教育指導面

- ア 大きな集団での学習活動や小グループでの学習活動など、様々な学習形態に対応でき、個に応じたきめ細かな指導と集団の相互作用を生かした指導の両方が可能であること。
- イ 施設、特別教室、教材・教具等の使用に支障をきたさないこと。
- ウ 中学校において、子どもたちのニーズに応じた部活動数を確保することができること。

(3) 学校運営面

- ア 小学校では専科教員を配置することができ、中学校では全教科に教員を配置して免許外の教科を担当する教員を置かないようにすること。
- イ 教員同士が互いに切磋琢磨でき、校務分掌の運営に大きな負担を生じないこと。



千葉市における学校の適正規模（千葉市学校適正配置実施方針 p. 2）

|       | 小学校          | 中学校          |
|-------|--------------|--------------|
| 1校あたり | 12学級以上24学級以下 | 12学級以上24学級以下 |

2 学校規模によるメリットとデメリット

学校規模によるメリットとデメリットをまとめてみると、次のとおりになります。

(1) 小規模校（11学級以下）

～学級数の少なさから見た場合～

|       | メリット   | デメリット  |
|-------|--|--|
| 人間関係面 | <p>○子ども同士、お互いが顔なじみで、校内ではまとまりやすく、仲間の性格をよく理解し、生活することができる。</p> <p>○ほとんどの教員が、すべての子どもたちと関わることができ、アットホームで和やかな雰囲気的环境ができる。</p>                             | <p>○クラス替えができず、入学から卒業まで同一集団で過ごすため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたち同士のかかわりや競い合いの機会が限られる。</li> <li>・子ども同士、保護者同士の人間関係や評価が固定化しやすく、いったん人間関係がこじれると、修復が難しい。</li> </ul> |
| 教育指導面 | <p>○運動会や各種発表会などの行事で、子どもたちがそれぞれ何らかの役割を分担し、ひとりあたりの出場・出演回数も多いので、行事への参加意識が高まる。</p> <p>○運動場・体育館・プールなどの施設、理科教室や音楽室などの特別教室の活用、及び運動用具・教材・教具の利用が十分にできる。</p> | <p>○行事は、全体として盛りあがりにかける。高学年は、準備・出場・後片付けと忙しく負担が大きい。また、集団演技や団体競技もできにくい。合奏・合唱の編成規模や劇等の出演者数も縮小せざるを得ない。</p> <p>○中学校において、部活動数に限りがあり、子どもたちが希望する部活動の設置や運営が難しい。</p>                        |
| 学校運営面 | <p>○教職員間での意思の疎通が図られやすく、方針等がまとまりやすい。</p> <p>○行事の運営で小回りが利くため、多様な活動が計画できる。</p>  | <p>○小学校では、専科教員を配置できない。中学校では、担当一人で全学年を教えたり免許外の教科を担当するケースがある。</p> <p>○教職員一人あたりの校務分掌の数が多くなり、負担が大きい。出張等で学校を離れて行う業務に対応できないことがある。学年・教科運営を若手であっても一人に任せるしかなく、教職員同士の相談や切磋琢磨ができない。</p>     |

～学級の人数の少なさから見た場合～

|       | メリット  | デメリット   |
|-------|---|---|
| 人間関係面 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○仲間の性格をよく理解し、生活することができる。</li> <li>○アットホームで和やかな雰囲気的环境ができる。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○先生の眼のゆきとどいた生活に慣れてしまい、多人数の集団に加わって行動しなければならない場面で、内弁慶になりがちである。</li> </ul>  |
| 教育指導面 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○時間をかけた丁寧な指導ができ、子どもたちの発表の機会が多くなる。<br/>(算数の九九やたて笛の指導など、くり返し練習する学習には有効である。)</li> <li>○集団としてまとまりやすい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教師への依存度が強くなり、学習等への取り組みが受身になりがちである。また、多様な意見を取り入れて自分の考えを深める学習ができにくく、得意な子どもの考え方に全体が引っぱられやすい。</li> <li>○いくつかの班に分けて学び合う活動は、学習班の数に限りがあるので、他の班との比較があまりできない。</li> <li>○体育では、サッカーなどの集団ゲームがミニゲームにならざるを得ず、チーム数が少なく、相手も同じなので意欲をなくしがちである。また、音楽でも、多人数による大合奏が難しい。</li> </ul> |

(2) 大規模校（25学級以上）

|       | メリット   | デメリット  |
|-------|--|--|
| 人間関係面 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○多くの友達や教師にめぐり合い、共に学んだり生活したりする中で、豊かな社会性が育まれる。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○集団が大きいので、一人ひとりの子どもの活躍する機会が少なくなる。</li> </ul>  |
| 教育指導面 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○行事では、集団の力が発揮され、活気にあふれる。</li> <li>○場面に応じて、適切な規模の集団を組織することができる。</li> <li>○生徒のニーズに応じた多様な部活動が可能である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員が学校にいるすべての子どもと関わることは困難である。</li> <li>○特別教室・体育館・運動場などの施設や教材・教具の使用に制限が生じる場合がある。</li> <li>○部活動の部員数が多くなり、指導方法や活動場所の確保が困難になることがある。</li> </ul> |
| 学校運営面 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員数が多いため、多様な教育活動と円滑な学校運営が可能となるとともに、教職員同士で切磋琢磨する機会が増える。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員数が多いので、共通理解を図るのに時間がかかる。</li> </ul>  |

3 「学校の規模」の考え方

(1) 千葉市

千葉市学校適正配置実施方針で定めた学校の規模を整理すると、次のとおりです。

|                        | 小学校                 |  | 中学校  |   |
|------------------------|---------------------|--|--|---|
| 小規模校<br>1～11<br>学級     | 1～5学級<br>複式学級あり     | クラス替えの<br>できない学年<br>がある。   | 1～2学級<br>複式学級あり                                  | ・クラス替えのできない<br>学年がある。<br>・全教科に教員が配置で<br>きない。<br>・免許外教科の担当                                     |
|                        |                     |  | 3～5学級<br>各学年1～2学級                                |   |
|                        | 6～11学級<br>各学年1～2学級  |  | 6～9学級<br>各学年2～3学級                                | ・各学年でクラス替えが<br>可能である。<br>・4教科（音、美、技・<br>家、保体）で教員が足<br>りない場合がある。<br>・免許外教科の担当                  |
|                        |                     | 10～11学級<br>各学年3～4学級  | ・各学年でクラス替えが<br>可能である。<br>・全教科で教員の配置が<br>ほぼ可能である。 |   |
| 適正規模校<br>12学級～<br>24学級 | 12～18学級<br>各学年2～3学級 | ・各学年でク<br>ラス替えが可<br>能である。<br>・専科教員が<br>配置できる。<br>（13学級以<br>上）<br>・校務分掌に<br>負担が少な<br>い。 | 12～18学級<br>各学年4～6学級                              | ・各学年でクラス替えが<br>可能である。<br>・全教科で教員の配置が<br>可能である。<br>・校務分掌に負担が少な<br>い。<br>・ニーズに応じた部活動<br>が可能である。 |
|                        | 19～24学級<br>各学年3～4学級 |  | 19～24学級<br>各学年6～8学級                              |   |
| 大規模校<br>25学級～          | 学年によっては4学級以上となる。    |  | 学年によっては8学級以上となる。                                 |   |

※複式学級：小学校では、複数学年で16人以下（小学1年を含む場合8人以下）  
中学校では、複数学年で8人以下

[公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条]

（2）法令等

国も法令などにより、学校規模の標準を定めています。

ア 学校教育法施行規則 第41条（昭和22年5月23日公布、最終改正平成23年7月29日）

『小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。』と定めています。また、第79条から中学校の学級数の標準も同様となります。

イ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 施行令 第4条

（昭和33年6月27日公布、最終改正平成19年12月12日）

適正な学校規模は、

『学級数がおおむね12学級から18学級までであること』とし、  
『統合する場合には、「18学級」とあるのは「24学級」とする。』と定めています。

ウ 『これからの学校施設づくり』（昭和59年文部省助成課資料）

学級数による学校規模を次のように分類しています。

| 学校規模 | 過小規模 | 小規模  | 統合の場合の適正規模 |       | 大規模   | 過大規模 |
|------|------|------|------------|-------|-------|------|
|      |      |      | 適正規模       |       |       |      |
| 学級数  | 1～5  | 6～11 | 12～18      | 19～24 | 25～30 | 31以上 |

4 一般的な教員の配置基準について

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年5月1日公布）に基づく

(1) 小学校

|     |      |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|-----|------|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 学級数 | 5    | 6 | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |    |
| 校長  | 1    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 教頭  | 1    |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 教諭  | 教務主任 | 1 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|     | 学級担任 | 5 | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
|     | 専科教員 | 0 |    |    |    |    |    | 1  |    |    |    |    |    |
| 計   | 8    | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 17 | 18 | 19 | 20 |    |

|     |      |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|-----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 学級数 | 17   | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |    |
| 校長  | 1    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 教頭  | 1    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 教諭  | 教務主任 | 1  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|     | 学級担任 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
|     | 専科教員 | 1  |    |    |    |    |    | 2  |    |    |    |    |    |
| 計   | 21   | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |    |

※この定数のほか、状況に応じて、加配による教員（少人数授業対応等）が配置されています。

(2) 中学校

|     |                          |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|-----|--------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 学級数 | 3                        | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |    |
| 校長  | 1                        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 教頭  | 1                        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 教諭  | 学級担任                     | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
|     | 教務主任、<br>生徒指導主事、<br>副担任等 | 4  |    | 5  |    |    |    | 6  |    | 7  |    |    |    |
| 計   | 9                        | 10 | 12 | 13 | 14 | 15 | 17 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |    |

|     |                          |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|-----|--------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 学級数 | 15                       | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |    |
| 校長  | 1                        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 教頭  | 1                        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 教諭  | 学級担任                     | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|     | 教務主任、<br>生徒指導主事、<br>副担任等 | 7  | 8  | 9  | 10 |    |    | 11 |    | 12 |    |    |    |
| 計   | 24                       | 26 | 27 | 29 | 31 | 32 | 33 | 35 | 36 | 38 | 39 | 40 |    |

※この定数のほか、状況に応じて、加配による教員（少人数授業対応等）が配置されています。

5 法令による学級編制の基準

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

1学級の児童生徒数は、40人を基準（小学校第一学年の児童で編制する学級は35人）として、都道府県の教育委員会が定めるものとしています。

ただし、都道府県の教育委員会は、必要があると認める場合は、40人を下回る数を基準として定めることができますとしています。

本市の場合で言えば、1学級の児童生徒数の基準は、千葉県（の教育委員会）が定めることとなります。

(1) 公立小中学校定員配置基準（千葉県）

法令上の学級編制の基準は40人（小学校1年は35人）ですが、千葉県では、さらに小学校2年では35人学級編制、中学校1年では36人学級編制が可能です。また、その他の学年でも38人学級編制が可能となります。詳細は、次のとおりです。

ア 小学校1年・・・35人学級編制を実施

イ その他の学年（小学校2～6年及び中学校1～3年）

40人学級編制を実施しているが、さらに学年に応じて学校長の判断により加配教員を活用して、以下のように学級編制が可能

※ティームティーチングとは、同一授業を複数教員で指導すること。

○小学校2年・・・35人学級編制が可能

☆36～40人

加配教員を活用して、次の①②のいずれかが可能

①2クラスに分かれる。

②学級は1クラスのまま、少人数授業やティームティーチングを行う。

○中学校1年・・・36人学級編制が可能

☆37～40人

加配教員を活用して次の①②のいずれかが可能

①2クラスに分かれる。

②学級は1クラスのままにして少人数授業やティームティーチングを行う。

○小学校3～6年及び

中学校2・3年・・・38人学級編制が可能

☆39～40人

加配教員を活用して次の①②のいずれかが可能

①2クラスに分かれる。

②学級は1クラスのままにして少人数授業や  
チームティーチングを行う。

(2) 少人数学習指導教員配置（千葉市）

千葉市では、生活指導や学習の基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るなど、きめ細かな指導を行うため、少人数学習指導教員を小学校で配置しています。

小学校3年で、36～38人学級がある場合、非常勤講師を配置して、少人数授業やチームティーチングを行う。

(3) 加配教員（千葉県）

千葉県では、統合に伴う環境の変化等に対応するために、加配教員を配置しています。

本市初の統合校「花島小学校」には、「統合1年目に2人、2年目に1人の加配教員」を配置した。

(4) 学校適正配置に伴う教員等の配置（千葉市）

千葉市では、学校適正配置に伴う環境の変化等に対応するため、非常勤教員、スクールカウンセラー、統合校安全指導員（統合に伴うスクールガードアドバイザー）の配置基準を次のように定めています。

ア 非常勤教員の配置

(ア) 小学校

統合により31人以上の学級が生じた学年に1人配置

(イ) 中学校

学級人数に関わらず統合校に2人配置

(ウ) 配置の期間

統合時より小・中学校とも3年間

イ スクールカウンセラーの配置

統合小学校につき1人、概ね1年間配置

※中学校にはスクールカウンセラー全校配置済

ウ 統合校安全指導員（統合に伴うスクールガードアドバイザー）の配置

2校統合等につき1人、概ね1年間配置